

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第9号

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第9条 <u>削除</u>	<u>(単身赴任手当の支給)</u> 第9条 <u>前条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。</u>
備考 変更は下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。